令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 秋田県にかほ市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
全職員	74.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める 給料に基づき決定されており、同一級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	_
本庁係長相当職	93.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	107.6%
3 1 ~ 3 5年	85.9%
26~30年	101.7%
2 1 ~ 2 5年	1 1 4. 4%
16~20年	76.0%
1 1~1 5年	87.4%
6~10年	89.8%
1~5年	100.7%

【説明欄】

扶養手当(期末手当及び寒冷地手当額への影響有)について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82.4%である。

勤続年数 16~20 年の女性職員のうち 20%が育児休業により無給の期間が発生している。

勤続年数 11~15 年の男性職員のうち、実績に応じて各特殊勤務手当が支給される消防職員が 68.1% を占めている。